

# 子ども条例について（秋田市）

## 1 秋田市の概要

- (1) 人口 321,797人(男:151,356人 女:170,441人)
- (2) 世帯数 133,279世帯
- (3) 面積 905.67km<sup>2</sup>
- (4) 予算額 1,211億3,000万円  
(平成24年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 39人(現議員数39人)

## 2 施策の概要

### (1) 条例制定の背景

秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例(秋田市子ども条例)は、未来を築くすべての子どもが健やかに生まれ、一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図るため制定された。本条例は、平成18年3月24日に公布され、同年5月5日から施行されている。

基本理念としては以下の項目がある。

子どもの人格および子どもが権利の主体であることを尊重すること。

子どもとの信頼関係の構築に配慮し、日常的なふれあいを大切にすること。

家庭、学校等、地域、職場及び市は、それぞれの役割または責務に応じた自主的かつ主体的な取組みと、相互の連携および全体としての協働を図ること。

なかでも学校の役割として、

豊かな人間性や社会性をはじめ、自ら課題をみつけ、考え、解決していく力や基礎学力などの生きる力を育てていくこと。

喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場および生きる学びの場としての環境づくりを図ること。

を実践している。

## (2) 学力向上に係る取組みについて

子ども条例の理念を実践する中で、全国学力・学習状況調査において、秋田市は、近年良好な結果を残している。

具体的には、家庭学習の充実、小中一貫教育、信頼関係を深める「人と人との絆づくり」の推進、キャリア教育、心身の健康に関する指導、地域の特性を生かした教育の充実などに取組んでおり、家庭と学校の役割分担が、良好な学習環境に影響しているようである。

### 家庭学習について

小学校から出される宿題のほかに、計算ドリルなどを自主的に行い、日々の家庭学習が習慣づけられている。学校では、そのための家庭学習ノートを作成し、担任が連絡帳がわりに点検をしている。

また、家庭学習の位置づけとして、次の3点が挙げられる。

#### ア 学習することの習慣づけ

学校で学習したことを確実に身につけていくためには、繰り返し取り組むことが必要不可欠であり、小さいときから毎日机に向かうことは、学年が進むにつれて高度になる学習内容の確実な習得へ向けて、とても大切になる。そのため、学校での学習以外にも家庭をベースとした学習として、継続していける習慣を形成していく。

#### イ 学んだことの定着・深まり・広がり

漢字の「読み書き」や「計算」「音読」などを確実に身につけるためには、何度も繰り返して練習をして定着させることが重要であり、そこで身につけられた力が他の全ての学習の基礎となる。同じような学習内容でも、「もっと速く・正確にできるようになりたい」という習熟への意識や、「もっと調べてみたい」「自分で工夫してまとめてみたい」という意欲を発揮する場面は家庭学習である。

#### ウ 自分で学ぼうとする意欲の育ち

授業で経験したことをきっかけに、「僕にもできそうだな」「調べると楽しそうだな」「やってみたら楽しかった」という感想を抱く子供たちはたくさんいる。そういう「学ぶことの喜び」をさらに蓄積していくために、日常生活の中で課題を見つけ出し、追究していくような学習を大切に、その様な体験が次の学びへの意欲の育ちへとつなが

ると考える。

地域の協力について

地域の優れた知識や技能を持つ人材の活用による教育を行うことで、子どもたちに郷土を愛する心を育むことにつなげる。子どもたちを社会から閉鎖することで安全を確保するのではなく、地域に学校を開放し地域の目にさらされることで子どもたちを守る方針であり、学校評議員制度を平成24年度から設け、学校ごとに委嘱された評議員が、家庭や地域と学校との相互理解を図っている。また、訪れた秋田市立旭南小学校においては、地域の方々から竿燈まつりの指導を受け、宮城県東松島市の小学生と、教わった竿燈で交流を行った。

小中一貫した考えに立った教育について

子ども一人ひとりの個性や能力の伸長を図るために、就学前教育と小学校教育の連続性に配慮しつつ、義務教育の9年間を連続としたものと捉え、発達の段階に応じた細やかな学習指導や生徒指導を行い、小・中学校が連携しながら教育を推進していく。

### (3) 課題等について

学力テストでは測れないコミュニケーション能力や、様々な表現力等を児童生徒に身につけさせるために、自国並びに他国の文化を理解し、説得力のある表現で自分の意見を述べるなどの指導を、今後も充実させることを方針としている。

## 3 委員・会派の所感

市民一人ひとりが子どもに対して何をすべきかを共通の認識を持たせることで、家庭・学校・地域・職場など、それぞれの役割や責任の再確認を促す指標ともなり、子どもの育成に誇りと喜びを感じる社会の実現を図る条例となっている。

現在も議員で議員立法研究会を結成し、議会基本条例をツールとした政策形成サイクルの構築および運用について、政策形成能力向上を目指していることも印象に残った。今後の議会改革において貴重な視察となった。

また、秋田市の子ども達と直に接することの出来た旭南小学校訪問では、子ども達が元気に挨拶する姿や、授業に真剣に取り組む大きな声でコミュニ

ケーションをとる姿が強く印象に残った。

「子供は社会の宝であり希望です・・・」

条例の前文の言葉が示す通り、子どもの人権、人格、権利をみんなが尊重し高めていこうと言う内容である。

条例を作るまでに、各部会を設け検討し、市民からヒヤリングを行い、児童・生徒からも意見を聞き、中身の濃い、そして心やさしい条例ができた。江戸川区議会としても参考になる条例である。

文教委員会の視察ではあったが、この条例が議員発議により、成立した過程を聞かせていただき、まるで議運の視察であるかのような内容だった。

そこには議員を通じて体现された、住民の思いが込められているに違いない。それと同時に、この条例が作られる背景にあっては、一人の議員による情熱がそこにはあったという話だった。素案など、ほぼ一人で作られたとのこと。「伝説は多くの人作り、書物は一人の人が作る」このような言葉を、思い出した。もし江戸川区議会が、ここに学ぶとするならば、議員一人ひとりが、この「一人」になることを決意することから始めなければならないのだろう。

秋田市では、初めての市議会議員発議の政策条例「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例(子ども条例)」が2006年5月5日から施行された。

近年、子どもを取り巻く環境が厳しくなっている現状から、子どもが健やかに育つために大切なことを、市民一人ひとりが共通認識として持つ必要があると考え、「子ども条例」を作成し、秋田市初の議員発議として議会に提案され、全会一致で可決されたとの説明を受けた。

条例というのは、いわば秋田市独自の法律であり、この条例では、子どものために社会全体の中でやっていくこととして、子ども的人格や個性を尊重すること、また安全を確保することなどを挙げている。そして、何よりもすべての子どもが健やかに育まれること、子どもの育成に誇りと喜びを感じる社会を実現することを目指し、市民や市などがどのような役割を果たすかを定めている。

例えば家庭では、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくり。学校では、人間性や社会性をはじめ、学力など、生きる力の育成、あるいは子

どもの発達段階に応じた学びの場としての環境づくり。地域では、地域の行事で社会性を育むことができる場の提供をすること。市では、子どもの育成に関わる政策の実施や評価、結果の公表を行うなど、それぞれの役割をしっかりと果たしていくという内容であった。議員発議条例について深く認識でき、大変参考になった。

「自らの人生をたくましく切りひらく意欲をもち、互いに認め合い、支え合い、高め合おうとする子ども」を「めざす子ども像」としている秋田市の学校教育方針は、子ども条例と相まって、秋田の子どもたちに健やかな生育を約束するものであろう。

\* 報告書の作成にあたっては、秋田市の資料を参考にしました。

# 教育ビジョンについて（盛岡市）

## 1 盛岡市の概要

- (1) 人口 295,076人（男：139,462人 女：155,614人）
- (2) 世帯数 129,385世帯
- (3) 面積 886.47km<sup>2</sup>
- (4) 予算額 1,044億5,200万円  
(平成24年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 38人（現議員数38人）

## 2 施策の概要

### (1) 施策創設の経緯

今、社会は倫理観や社会的使命感が喪失し、少子高齢化により社会の活力が低下している。また、青少年の規範意識や道徳心・自立心がうすれ、いじめ、不登校が見られ、子どもの学ぶ意識が低下するとともに、家庭や地域の教育力が弱まっている。こうした状況を踏まえ、市民の教育に対する「夢」や「願い」を込めた「めざす市民像」を基本理念に、新しい時代に対応した教育行政の実現に努めるとともに、将来を見据えた教育施策を推進するための総合的な構想である教育ビジョンを策定した。この教育ビジョンは、盛岡市基本構想の教育分野を具体化するものとして位置づけており、当該教育ビジョンを実現するための事務事業は、盛岡市総合計画で掲げている「めざす将来像」の「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」を推進するための施策となる。

### (2) 施策の概要

子ども一人ひとりの個性を伸ばし、基礎的・基本的な学力の確実な定着と、社会の変化に対応できる「生きる力」を育成する。また、学校・家庭・地域が連携し、心の教育や健康・安全の教育を充実させ、豊かな人間性や体力等を育成する。なかでも、将来を担う次世代の育成の観点から「小中学校教育の充実」を図るため、次の項目がある。

#### 学力の向上

基礎・基本の確実な定着、国際感覚豊かな人材の育成、情報教育の充実、

小中一貫教育の推進。

心の教育の充実

道徳教育の推進、生徒指導の充実、先人教育の推進、キャリア教育の推進。この中から、先人教育とキャリア教育を中心に説明をいただいた。

ア 先人教育

困難に負けずに自分の意思を貫いた先人の生き方、自分の夢の実現のために努力を続けた先人の姿、そして盛岡で生まれ育った先人達が日本や世界の多くの人々の幸せに寄与していること、世代を超えて愛される作品を残していることを学びながら、子どもたちの中に「夢」（将来に対する希望。実現したいという願い。自分のめざす理想。）・「誇り」（自分や自分の故郷に対する愛着。自信。）・「志」（目的や信念を持って実現に向けて努力しようとする決意。）が育まれることを願い行われている。

体験授業として、「先人ゆかり給食」（食を通して先人の生きた時代にふれたり、先人の逸話をもとにした献立などを楽しむ）、「啄木かるた大会・小中学生俳句短歌大会」（小学校のクラブ活動や中学校の選択国語の中で取り入れている）、「親と子の手紙展」（新渡戸稲造が母親からの手紙を生涯大切にしていたという逸話に基づき、親と子で盛岡の先人や夢、誇りをテーマに手紙を書く）、「盛岡の先人カレンダー」（小学校4年生以上の学級に掲示するカレンダーを作成する）などが行われている。

イ キャリア教育

児童生徒の働くことへの関心・意欲を高め、学習意欲の向上を図ることと、働くことの意義を理解させ、社会人として必要な資質や能力を養うことを目的としている。内容は、意思決定能力、人間関係形成能力、将来設計能力、情報活用能力等、社会的・職業的自立に向けて必要な能力等を育てることを行う。盛岡市の学校教育は「学ぶ意欲」を重視しており、その核としてキャリア教育を位置付けている。子どもたちが「生きる力」を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるように指導を行う。

健康安全教育の充実

学校体育の充実、保健衛生の充実、安全教育の推進、食育の推進。

特別支援教育の充実

特別支援学級等・相談支援体制の充実。

教育振興運動の推進

地域に根ざした運動の推進、在学青少年社会参加活動の推進。

教育諸制度の改善

開かれた教育委員会、学校設置と学区、就学援助制度、私立学校振興。

### (3) 課題等について

キャリア教育については、その必要性は理解されながらも、取組みには差がみられ、担当教員の熱意と努力によるところが大きく、組織的対応になっていない。そこで各校の目標を設定し、教育研究所にて研修を実施する。また、職場体験・見学を受入れる企業にとって、キャリア教育が短期的なメリットとして認識されにくいことがあるため、実践事例を企業団体に紹介したり、受入企業からの職場体験評価について市内全校に還元を行っている。

## 3 委員・会派の所感

盛岡市教育ビジョンは、盛岡市基本構想の教育分野を具現化するもので、その実現のための事務事業は、総合計画・実施計画となる。

よって、本区の施策体系の三階層（基本構想・基本計画・実施計画）とは異なる二階層である。その基本理念（めざす市民像）は、「多くの先人を育んできた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人」としている。

教育ビジョンの施策の柱は五本。1．将来を担う次世代の育成、2．いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築、3．生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現、4．豊かな心を育む芸術文化活動の支援、5．歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用、である。中でも特筆すべき点は「盛岡の先人教育」である。盛岡らしい教育の具体化を図り「めざす市民像」に迫るこの教育は、先人記念館の視察と合わせ、本区教育施策にも示唆を与えるものであり、大変価値ある視察となった。

「盛岡市のキャリア教育」では、盛岡の先人教育に興味をそそられた。盛岡市教育ビジョンの意本理念である「めざす市民像」は、「多くの先人を育ててきた美しいふるさと盛岡を愛し、豊かな心とすこやかな体を持ち、自ら学び、共に生きる未来を創る人」と謳っている。盛岡は、新渡戸稲造や石川啄木といった著名人を輩出し、文化・芸術の誉れ高い香りのする都市である。芸術文化団体の保護や育成に努め、歴史的文化遺産の保存や活用にも大変力を入れている都市だと感じた。

盛岡駅前に立って、盛岡市とはもっと大きな都市なのだろうという私の予想は見事に外れてしまった。人口減少は全国的な傾向だが、ここ盛岡市も人口は30万人を切って、29万人なのである。盛岡でも学校の適正配置が話題になっていた。そこで私が注目したのは、小中一貫教育のあり方と可能性であった。お話を聞くと、中学校の先生が小学生を教えたり、小学校の先生が中学生を見たりして、これまで別々の学校だった小学校と中学校が連携しながら、教育にあたることで、児童生徒達の、進学に対する不安が払拭される傾向にあるとのことだった。更に同じ敷地内に小中の2つの学校があることから、校庭の有効利用が期待できるのではないかとの想いを抱いた。

豊かな森に囲まれ、あふれ出る清らかな水に恵まれた盛岡。近年の盛岡市は、市制施行100周年を迎え、南に隣接する都南村と北に隣接する玉山村との合併を果し、人口約30万人、面積886.47平方キロメートルの新生盛岡市となっている。

盛岡市教育ビジョンの中には「盛岡の先人教育推進計画」がある。これは、盛岡に多くの優れた先人がいることから、盛岡市での小学校、中学校の学校教育の過程の中で、先人たちの様々な業績や生き方等を生徒たちに触れさせていこうということで、平成19年から開始し、現在も教育の柱として位置付けて積極的に取り組んでいる。この教育を受けた生徒から、「この学習を通じて、自分の手本になる人に出会えた。多くの先人たちのようにしっかりと志を持ち行動し、皆から尊敬される人間になれるようこれからも精一杯生きていこうと思う」という感想に、私は深い感銘を受けた。また、「盛岡の子どもたちに“夢と誇りと志を、”」というキャッチフレーズがある。この意味は、「将来に対する希望を実現したという願い、自分の目指す理想、故郷に

対する愛着や自信、目的や信念を持って努力しようとする決意」こういったものを子どもたちに持たせたいという意味がある。

次代の子どもたちに大人は何を残せるかを想う時に、盛岡市の先人教育はとても興味深い施策であった。その土地で育まれた風土歴史をつなげていこうという想いを強く感じた。

\* 報告書の作成にあたっては、盛岡市提供の資料を参考にしました。

# 防災教育について（仙台市）

## 1 仙台市の概要

- (1) 人口 1,060,263人（男：515,504人 女：544,759人）
- (2) 世帯数 477,399世帯
- (3) 面積 785.85km<sup>2</sup>
- (4) 予算額 5,786億7,700万円  
(平成24年度一般会計当初予算)
- (5) 議員定数 55人（現議員数55人）

## 2 施策の概要

### (1) 施策創設の経緯

学校における新たな防災教育について

平成23年3月の東日本大震災の際には、避難所を小学校111校、中学校56校、市立高校3校において開設した。平日の日中とのこともあり、学校の教員を中心に対応にあたったが、震災前に想定していなかった様々なことについて、その場で対応に迫られる事態も見受けられたため、震災前に作成した対応マニュアルを見直し、より現実に即したものに作り直しを行う。

初めに平成23年5月、市内全校に震災対応に関する調査を実施、同年9月に新たな学校防災教育検討会議準備会を開催。同年11月に新たな学校防災教育検討会議を設置し、翌年2月に新たな防災教育の指針を提示した。

### (2) 施策の概要

新たな防災教育の全体像

#### ア 自助

災害に関する正しい知識や対応方法を身に付け、非常時に冷静に判断し、臨機応変に自らの安全を確保できる児童生徒

#### イ 共助

非常時に進んで、他の人や地域の力となれる児童生徒

#### ウ 防災教育の再構築

ボランティア活動の推進、学年を超えた集団活動の推進、授業参観の地域への公開、多様な訓練の計画的な実施、災害に関連する教科等の指導の充実、児童生徒の実態等に応じた取組みの工夫

#### 仙台市教育委員会の取組み

##### ア 防災主任を全校に配置

職員の中から適任者を選任し、防災教育の推進や教職員向けの研修、地域や関係機関との連携の窓口を担う。

##### イ モデル校の指定

各校区内1校ずつ小中学校を指定し、防災教育指導計画や地域連携、合同防災訓練を通じて、学校における新たな防災教育の質的向上を図った。

##### ウ 副読本の作成

作文、記録、資料等で構成された「副読本」を作成し、防災教育の指導に活用した。

#### 学校防災体制の整備について

##### ア 学校防災委員会の設置

業務内容を「防災管理」「防災教育」「組織活動」の3領域から確認し、全教職員の共通理解のもと学校防災体制を整備する。

##### イ マニュアル作成について

状況別の地震対応マニュアル・避難所開設、運営の支援マニュアル・授業再開に向けた対応マニュアルの3種類作成する。

##### ウ 施設設備の点検整備

校長などの指揮のもと、学校防災委員会が中心となってその企画を行い、各学校に応じた点検表を作成し、定期的実施する。

また災害時に必要な用品・備品などについて、必要な数量及び、常に使用できる状態にあるかなどを点検するとともに、保管場所を把握し、全教職員に周知しておく。

##### エ 避難方法

学校の地域特性を考慮して、災害状況等に応じた避難経路、1次避難場所及び2次避難場所を設定し、実際に現地を確認しておく。

##### オ 組織の整備

地震発生時における、学校災害対策本部の組織、教職員の非常配備計画、情報・連絡体制を整備する。

#### カ 防災教育

杜の都の学校教育（仙台市教育振興基本計画）に基づき、各学校の実態や地域特性に応じた防災教育計画を策定し、小中連携や地域連携を踏まえた「新たな防災教育」を推進する。また多様な避難訓練や引き渡し訓練、防災研修会を実施する。

#### ケ 組織活動

保護者に対しては、各機会を通じて、学校防災計画の内容や災害発生時の対応等を知らせ、共通理解を図るとともに、各家庭でも地震発生時の対応について話し合い、その対応方法を学校にも伝えてもらう。地域やPTAについては、地域防災訓練への参加や、平常時からの協議や情報交換を行うことで、連携・協力体制を整えておく。

### （３） 課題等について

下記の内容を中心に、今後必要な検討を行う。

児童生徒が自らの命を守れる力を育むこと。

各家庭で非常時において、それぞれの行動や約束事を共通理解しておくこと。

お互いに協力し、助け合う心や力を育成すること。

平素から確かで豊かな人間関係を構築しておくこと。

児童生徒と教職員の日常の人間関係をしっかりすること。

災害体験を形あるものとして残し、今後の教育活動に生かしていく。

### 3 委員・会派の所感

仙台市は東日本大震災を踏まえ、学校における防災教育の見直しを即時実施し、本年２月には新たな指針を提示した。仙台市では防災教育の根幹は自らの命を守れる力を育むこととし、家庭・地域・関係機関との連携・協力・情報交換のもと、学校教育活動全体で防災対応能力の知識・技能・態度を養う防災教育の再構築を図った。

仙台市では東日本大震災を踏まえ、学校における防災教育の見直しを行っ

た。防災教育の根幹は、自らの命を守れる力を育むこととし、家庭・地域・関係機関との連携・協力・情報交換のもと、学校教育活動全体で防災対応能力の知識・技能・態度を養う防災教育の再構築を図った。新たな視点としては、ボランティア活動や、学年を超えた集団活動の推進、多様な避難訓練や災害関連の教科指導の充実を重視している。

仙台市が大震災から得た教訓や課題は重く、その速やかで懸命な取組みは、市民の生命を守る強い決意を感じた。災害から本区の子どもたちを、いかにして守るべきか。防災教育の重要性を再確認した有意義な視察となった。

仙台市では、「防災教育は、発達段階に応じて、教育活動全体を通して展開されるものである」とし、「児童生徒の知識・技能・態度の育成により防災対応能力を育み、災害時に自他のために的確に行動できる力を身に付けさせることを目指すもの」と言っている。学校行事としての避難訓練や教材・領域の指導内容を関連付ける手法でこれまで実施されてきた。

また、地域や家庭とのかかわりに重点を置き、いつ災害が起きても対応できる心構えを醸成している。ボランティア活動の推進や異年齢集団活動の推進を行うことで、弱者や下級生への思いやりを常日頃から育てていくことが大事である。

3.11の東日本大震災では、宮城県の住民が一番数多く亡くなった。その中には、小中学校生も数多くいただろうし、子どもたちを預かる教育現場にあっては、まず子どもたちの安全について、何よりも気を遣わなければならない問題意識が述べられた。私が注目したのは、発災時において、地域の学校は必然的に、地域住民達の避難所になることについてだった。

避難所の運営にあって問題になったのは、なし崩し的に破られてしまう小中学校の敷地内禁煙のルールだった。今年、2012年は日本禁煙学会の総会が仙台で行われたわけだが、そこでは、発災直後から現場で活躍された医師達による報告があった。「避難所となった学校では、なし崩し的に喫煙が日常化し、周囲の人たちに副流煙による健康被害を与えている」この様な実態報告だった。このような事実を踏まえ、地震対応マニュアルの避難所開設・運営支援の欄にあっては、喫煙場所が取り上げられており、学校敷地内には設置しないと明言されている。これは素晴らしいことだと思ひ、私は高く評価した。

東日本大震災での仙台市内にある学校の状況は、発災時刻14時46分、状況は平日の授業時間帯であった。仙台市立の全ての小中学校では、ほぼ100%耐震化工事が終わっていたため、揺れの被害はあったものの、揺れによる倒壊という事例はなかった。しかし、東側沿岸部の小学校3校は、津波による被害があった。被害状況は、1階がほぼ水没状態になり、場所によっては2階の床上20センチくらいまで達した。いずれも学校では、授業時間帯での震災であったため、適切な対応を職員と地域が行い、教職員の管理下内での子どもの犠牲は発生しなかった。仙台市内の1番大きな揺れは震度6強。かつてない大きな揺れに、大人、子ども問わず戸惑いや不安はあったが、やはり義務付けられている避難訓練、年に1回から2回行っているが、形式的な訓練であるにせよ避難訓練の効果、成果は大きくあったとのこと。

仙台市では、東日本大震災において明らかになった課題を踏まえ、文部科学省の復興教育支援事業を活用し、平成23年度より「新たな防災教育推進事業」をはじめている。また、仙台市教育委員会は、各校に防災主任を設置する方針を決め、学校における防災教育の充実を図っている。今後、市立学校全校に各1名設置していく予定である。何より、平時の備えが大切だということ。一人ひとりが自分の命に責任を持ち、日頃から家族間の信頼関係を築いていくことが肝要である。

\* 報告書の作成にあたっては、仙台市提供の資料を参考にしました。